

平成 17 年 5 月 27 日

金融庁監督局総務課
 コングロマリット室 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融コングロマリット監督指針（案）」に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 17 年 4 月 28 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 17 年 5 月 27 日

「金融コングロマリット監督指針(案)」に対する意見について

1. 意見の該当箇所	2. 意見の概要(100字以内を目処)	3. 意見
総論	本指針は、銀行グループに関しては、既存の法令や監督指針等における金融コングロマリット関連部分を整理し、明確化したものとの理解で良いか。	銀行グループには、従来より、法令や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融持株会社に係る検査マニュアル」等で経営管理や財務の健全性、業務の適切性などに係る規定が課されている。本指針は、既存の監督指針や検査マニュアル等における金融コングロマリット関連の規定を監督行政の目線で整理し、明確化したものとの理解で良いか。
P 2 1(1)注4 金融持株会社グループ	「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」の対象範囲を明確化する観点から、具体例を記載してはどうか。	同左
P 6 - 1 - (1) 代表取締役、取締役及び取締役会	「取締役」とは「常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を指すとの理解で良いか。	同左
P 6 1(1) 代表取締役、取締役及び取締役会	は一般的な条項であり、2以下に記載されている具体的な指針を遵守していれば問題ないとの理解で良いか。	同左
P 8 2-1(1) グループ内の金融機関の自己資本の適切性	グループ内金融機関のうち、重要性の原則上無視し得るような小規模な海外現地法人などについてまでディスクロージャーを求めるといった趣旨ではないとの理解で良いか。	同左

<p>P 8 2 - 1 (2) 金融コグ・マーケットの自己資本の適切性</p>	<p>銀行法上、既に連結自己資本比率の計算及びそれに基づく連結自己資本の充実等が求められている中、「合算自己資本」は、銀行持株会社を経営管理会社としているグループが新たにその計算を求められているものではないと理解して良いか。</p>	<p>同左</p>
<p>P 9 2 - 1 (2) 算定方法</p>	<p>【規制対象外会社の取扱い】において「所在国の類似の健全性規則に従った場合に算出される自己資本及び所要自己資本が不適切な場合」とあるが、具体的にどのような場合が想定されるのか。</p>	<p>同左</p>
<p>P 1 0 2 - 2 リスク管理態勢</p>	<p>「リスクミタリグシステムが統一されたものとなっている」というのは、必ずしも物理的にシステムが同じことまで要求されている訳ではなく、重要性の原則上、不整合がない水準にあれば要件を満たすと考えて良いか。</p>	<p>同左</p>
<p>P 1 0 - 2 - 2 - 1 (2) (3) リスクの偏在に対する管理態勢、リスクの集中に対する管理態勢</p>	<p>「リスクの偏在」と「リスクの集中」の違いを明確化して欲しい。</p>	<p>同左</p>
<p>P 1 0 2 - 2 - 1 (3) リスクの集中に対する管理態勢</p>	<p>「具体的には」以下は、影響を適切に評価する手法の例示であると考えて良いか。</p>	<p>同左</p>
<p>P 1 1 - 2 - 2 - 1 (3) リスクの集中に対する管理態勢</p>	<p>「投資リスク」とは、具体的にどのような内容のものを指すのか。</p>	<p>同左</p>

<p>P 1 3 - 3 - 1 (1) 経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備</p>	<p>「適切に監視することとしているか」とは、グループ内会社における個別具体的な事案の1つ1つを経営管理会社が個別に監視することを求めるものではない、という理解で良いか。</p>	<p>同左</p>
<p>P 1 3 - 3 - 1 (2) グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備</p>	<p>は一般的な条項であり、銀行グループにおいては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融持株会社に係る検査マニュアル」等で求められている管理態勢を遵守していれば問題ないとの理解で良いか。</p>	<p>同左</p>
<p>P 1 5 - 3 - 2 (2) (注)チ 経営管理会社のグループ内取引管理態勢</p>	<p>条項中の「グループ企業」という用語の他に、「グループ内会社」との表現が本指針で用いられているが、異なる内容のものを指すのか。</p>	<p>同左</p>

以 上